

【上下水道局HP】バナー広告募集のご案内（随時募集）

～会社や店舗のPRに是非ご活用ください～

1 申込資格

- 個人、法人又は堺市内の団体（地域産業、商店街、市場及び専門店に限る。）で引き続き1年以上営業を行っており、その業務内容が明確な者。
- 申込時に自らのホームページを開設し、バナー広告から当該ホームページにリンクすること

2 掲載ページ

(1) トップページ

(2) サブページ（※原則として、サブページのための掲載はできません。）

- こんなときはお客様センターへ
- 指定工事事業者一覧

の2ページのうち希望するページに広告を掲載することができます。

その他のページへの掲載をご希望の場合はご相談ください。

3 アクセス数（月平均／令和7年1月～令和7年12月まで）

ページ名	トップページ	サブページ	
		こんなときは お客様センターへ	指定工事事業者一覧
アクセス数	2,729 件	1,528 件	1,353 件

※アクセス数を保証するものではありません。

4 掲載位置

トップページ、サブページともページ下の広告枠に掲載します。

掲載位置は、広告枠の左から先着順で決めますので、掲載位置の指定はできません。

5 広告の枠数（最大）

トップページ 5 枠、サブページ 各 4 枠（同一ページでの複数枠の申込みはできません。）

6 掲載期間

3 か月以上1 年以内で、1 か月単位（月の初日～月末）の掲載となります。

7 広告料（消費税込）

掲載期間	トップページ（月額）	サブページ（1 ページ／月額）
3 か月以上 6 か月未満	¥ 6, 8 8 0	¥ 1, 3 8 0
6 か月以上 1 年未満	¥ 6, 1 9 0	¥ 1, 2 4 0
1 年	¥ 5, 5 0 0	¥ 1, 1 0 0

（計算例）トップページとサブページ（2 ページ）に広告を1 年間掲載する場合

（5,500 円 + 1,100 円 × 2） × 12 か月 = 広告料 92,400 円

※広告料は、掲載前に一括して納めていただきます。

8 広告の規格

- (1) 大きさ 縦 90ピクセル、横 225ピクセル
- (2) 形式 GIF（アニメ不可、透過 GIF 不可）、J P E G
- (3) データ容量 20KB以内

※画像データは各自作成してください。

※広告内容及びデザインについては、修正をお願いする場合があります。

9 申込期間

- (1) 受付は先着順で行い、申込みが募集枠数に達した日の午後5時で終了とします。
（郵送の場合は、午後5時に受付したものとします。）
- (2) 広告掲載月の前々月の末日（土曜・日曜等閉庁日の場合はその直前の平日）が申込み締切りとなります。

10 申込方法

- (1) 受付場所：理財・会計課 財産活用係（堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2）
に郵送又は持参してください。なお、電子メールで申込書類の提出を希望される場合は事前にご相談ください。
【持参の場合】午前9時から午後5時まで（正午から午後0時45分までを除く）
- (2) 提出書類
 - ① 堺市上下水道局ホームページ広告掲載申込書【所定様式】
 - ② 申込者の事業（会社）概要【会社のパンフレットでも可。形式は問わず。会社名、創業年月、所在地（本社、本店、市内の事業所、店舗等）、業務内容、従業員数は必須。（補記可）】
 - ③ 個人：住民票の写し【コピー不可、発行後3か月以内のもの】
法人：現在事項証明書又は履歴事項証明書【コピー不可、発行後3か月以内のもの】
団体：規約、参加企業・店舗等一覧表の写し
 - ④ 広告原稿案【カラー・A4用紙に印刷】※大まかで可。最終広告案は、掲載決定後に提出。
 - ⑤ 誓約書（暴力団排除に関するもの）【所定様式】
 - ⑥ 堺市税納付状況確認同意書【所定様式】

11 広告掲載の決定

- (1) 先着順に広告掲載の可否の判断及び広告掲載の決定を行います。
- (2) 同日に複数の申込みがあり、申込みが募集枠数を超えたときは、掲載希望期間の長いものを優先します。
- (3) (2)によっても広告主を決定できないときは、市内に事業所、事務所又は店舗等を有する者を優先します。
- (4) (3)によっても広告主を決定できないときは、抽選を行います。

12 審査から掲載までの流れ

- (1) 広告内容等に基づき、「堺市上下水道局広告取扱規程」、「堺市上下水道局広告取扱要綱」及び「堺市上下水道局ホームページ広告掲載取扱要領」の広告掲載基準により広告掲載の可否を判断し、広告掲載承認通知書、ホームページ広告掲載契約書及び納入通知書を送付します。
- (2) 広告掲載契約書は記名押印、収入印紙貼付の上、理財・会計課に提出してください。また、指定する日（広告掲載開始日のおおむね5日前）までに、納入通知書により広告料を納付し、広告原稿（画像データ）をメール等で提出してください。

(3) 掲載開始日（午前中）にバナー広告が掲載されますので、掲載を確認してください。

13 広告掲載基準

「堺市上下水道局広告取扱規程」、「堺市上下水道局広告取扱要綱」及び「堺市上下水道局ホームページ広告掲載取扱要領」をご覧ください。

なお、掲載後を含め、広告掲載基準に抵触する場合は、広告掲載の一時停止又は広告掲載の承認の取消及び契約解除をすることがあります。その場合、広告料は還付しません。

また、広告掲載に関し、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任と負担で解決するものとします。

【広告主になれない者の例】

- ・本市の市税、水道料金又は下水道使用料を滞納している者
- ・本市入札事務に関して資格停止となっている者
- ・上下水道局の所管事業に関連のある上下水道工事業者又は上下水道関連商品の販売事業者

※ただし、以下の場合に掲載可能

◆上下水道工事業者（下記全てを満たすこと）

- ①市内に本社、本店を置く上下水道工事業者
- ②給水装置又は排水設備の工事業者である場合は、本市が指定する指定給水装置工事業者又は指定排水設備工事業者
- ③指定の取消し、指定の効力の停止、一時停止、戒告処分又は文書注意の措置等を受けていないこと

◆上下水道関連商品の広告については、一般市民を販売の対象としない商品

- ・暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）及び暴力団密接関係者（堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。）である事業者 ※確認のため、大阪府警察本部に照会する場合があります。

【掲載できない広告内容等】

- ・上下水道局が推奨していると誤解されるおそれのあるもの
- ・上下水道局の名誉若しくは信用を失墜させ、業務を妨害し、又は事務を停滞させるおそれのあるもの
- ・誇大な表現及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
- ・責任の所在、内容又は目的が不明確なもの
- ・会社名、ブランド名、製品・サービス内容のいずれかの表示がなく、広告の主体が明確でないもの
- ・デザイン及び色彩等が、局ホームページの品位やイメージを損なうおそれがあるもの
- ・文字、イラストの解像度が低く、不鮮明なもの

14 申込み・お問合せ先

〒591-8505 堺市北区百舌鳥梅北町1丁39-2 上下水道局本庁舎本館4階
堺市上下水道局 理財・会計課 財産活用係
TEL：072-250-9131 FAX：072-250-9146